

9-2  
1-32

文部省設置法(昭二四五三、核四四六号)抜粋

(審議会等)

第二十四條 第二十三條に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、  
これ以下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
教科書本級資格審議会	文部省若くは教科書刊行権者に関する法律(昭和二十四 年法律第四十九号)に規定する事項を審査すること。



26.4.24

天野 228